

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 28 年 2 月 10 日・東京都規則第 30 号

1 概要

(1) 改正理由

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行により、審査請求期間の延長、異議申立てに係る手続の廃止等が行われることに伴い、規定を整備する必要がある。

(2) 改正内容

様式中の教示文において、審査請求期間を「60 日」から「3 月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改めるほか規定を整備する。

2 施行日

平成 28 年 4 月 1 日

3 問合せ先

環境局総務部総務課

直通 03-5388-3417

内線 42-131